



告 発 状

2021年12月10日

大阪地方検察庁 御中

告発人の表示 別紙上脇博之を含む告発人目録記載の者11名

被告発人の表示 別紙被告発人目録記載の通り

告発代理人 (別紙代理人目録21名記載の弁護士代表) 阪口徳雄



第1 告発の趣旨

1. 告発事実

- (1) 被告発人(1) 村上世彰は「日本維新の会」本部に対し2020年10月26日に金2000万円を、「日本維新の会衆議院大阪府第17選挙区支部」に対し同年同月27日に金2000万円を超える金150万円の寄附を供与した。
- (2) 被告発人(2) 「日本維新の会衆議院大阪府第17選挙区支部」は2020年10月27日、被告発人(1) 村上世彰から金2000万円を超える金150万円を受領した。また被告発人(3) 同支部代表馬場伸幸、被告発人(4) 同支部会計責任者米田晃之らは、お互いに共謀して、同日上記金員を受領した。

2. 罪名及び罰条

- (1) 被告発人(1) 村上世彰は、政治資金規正法第26条第1号(第21条の3第1項1号)違反。
- (2) ア 被告発人「日本維新の会衆議院大阪府第17選挙区支部」は政治資金規正法第26条第3号(22条の2違反)同第28条の3第1項違反(両罰規定)。
イ 被告発人馬場伸幸及び被告発人米田晃之は、刑法第60条、政治資金規正法第26条第3号(第22条の2)違反。

第2 告発の理由

1. 被告発人らについて

- ・被告発人(1)の村上世彰は、村上ファンド(通称)と呼ばれる投資グループを率いる有名な投資家であり、会社役員である。
- ・被告発人(2)の「日本維新の会衆議院大阪府第17選挙区支部」は、日本維新の会の政党支部である。(以下単に「本件維新選挙区支部」という)
- ・被告発人(3)の馬場伸幸は、日本維新の会の衆議院議員、日本維新の会の幹事長であり、「本件維新選挙区支部」の代表(支部長)である。
- ・被告発人(4)の米田晃之は、「本件維新選挙区支部」の会計責任者である。

2. 政治資金規正法違反の寄附の供与・受領罪の告発理由

(1) 政治資金規正法違反の定め

ア 政治資金規正法は1975年に大きな改正が行われた。その改正内容の一つに「政治資金の集め方に節度をもたせるため」「政治活動に関する寄附の授受の制限」があり、その制限の一つとして「寄附の量的制限」があった（政治資金制度研究会編集『逐条解説政治資金規正法[第二次改訂版]』ぎょうせい・2002年、18頁）。

「寄附の量的制限は、巨額の政治資金の授受が政治腐敗・癒着に結びつきやすいことから、寄附者の立場に応じて、寄附をそれぞれ相応な額に制限することとし、『政治活動に関する寄附』の授受について量的な面から規制しようとするものであり、総枠制限（・・・）と個別制限（・・・）とがある。」

「総枠制限とは、・・・寄付する側と寄附を受ける側の区別に応じて、寄附できる年間の総額についての制限である。」（前掲『逐条解説政治資金規正法[第二次改訂版]』、181頁）

イ 同法は、第21条の3第1項1号において「政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附」のうち、「個人のする寄附」は「各年中において」「2000万円」を超えることができない」と定めている。また、第22条の2において「何人も、・・・第21条の3第1項・・・に違反してされる寄附を受けてはならない」と定め「量的制限等に違反する寄附の受領の禁止」している。

同法第26条において「第21条の3第1項・・・に違反して寄附をした者」（第1号）も「第22条の2の規定に違反して寄附を受けた者」（第3号）も（いずれも「団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者」）、「1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する」と定めている。

ウ インターネット公表されており誰でも容易にアクセス可能な総務省自治行政局選挙部政治資金課「政治資金規正法のあらまし」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000174716.pdf) の17頁の（別表1）「寄附の量的制限の概要」には、「寄附者」が「個人」で「受領者」が「政党・政治資金団体」の場合の「総枠制限」は「年間2,000万円」と明記されているところ、高額な寄附をする者やそれを受け取る政党の関係者がこの「総枠制限」を知らないはずはない。

また、総務省はWEBサイトで、「政治資金の規正」について簡潔な解説を行っており、その中の「寄附の量的制限」の箇所において、「制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意が必要です。」と明記して、寄附を受領する政党等に注意を促している

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01.html)。

エ 政治資金規正法第28条の3第1項において「団体の役職員又は構成員が、・・・第26条から第26条の5までの規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対して当該各条の罰金刑を科する。」と定められており、第28条の2において「・・・第26条第3号・・・の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（・・・）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。」と定めている。

寄附の総枠制限に違反して受けた寄附について「没収の対象となる」のは「当該

量的制限にかかる限度額を超えた部分のみ」である（前掲『逐条解説政治資金規正法〔第二次改正版〕』、251頁）。

（２）政治資金規正法違反の寄附の供与と受領

ア 「日本維新の会」（代表・松井一郎）の2020年分政治資金収支報告書には、2020年10月26日に2000万円の寄附を被告発人（１）村上世彰（東京都渋谷区東3-22-14渋谷松原ビル7階、経営者・役員）から受領した旨、記載されている。

また、「日本維新の会衆議院大阪府第17選挙区支部」（代表・馬場伸幸）の2020年分政治資金収支報告書の8枚目には、2020年10月27日に150万円の寄附を被告発人村上世彰（東京都渋谷区東3-22-14渋谷松原ビル7階、会社役員）から受領した旨の記載がある。

イ 以上の各記載によると、被告発人（１）村上世彰は、「日本維新の会」という政党（本部）に対し2000万円の寄附を供与し、また、「本件維新選挙区支部」に対し計150万円の寄附を供与していた。政党本部と支部の合計は2000万円を超える2150万円に達し、2000万円を超える被告発人（２）への寄附は違法となる。

したがって、被告発人（１）村上世彰は、同法第26条1号に違反する。

ウ 被告発人（２）「本件維新選挙区支部」は被告発人（１）から政治資金規正法第22条の2の「量的制限等に違反する寄附の受領の禁止」に反して2000万円を超える金150万円の寄附を受領していたのであるから、同法第26条3号に違反する。「本件維新選挙区支部」は法第28条の3第1項により団体として受領しているので、違法となり、同時に量的制限を超えた金額（本件では金150万円）は没収又は追徴される（法第28条の2）。

被告発人（３）馬場伸幸は同支部の代表であり、当時の維新本部の幹事長であることから村上からの金2000万円という巨額の寄附を受領することは当然に承知していたことが容易に推定される。

被告発人（４）米田晃之も被告発人（３）が代表を務める同支部の会計責任者であり、本部が金2000万の巨額の寄附を受けることは容易に知りうる立場にあり、被告発人（１）からの金150万円の寄附が翌日に入金している以上、容易に知り得たことは明らかである。

したがって、上記被告発人（３）（４）らは、共謀して故意に上限を超えて寄附を受領したことは明らかであり、法第26条第3号に違反する。

最後に

「日本維新の会」と「本件維新選挙区支部」は、それぞれ被告発人村上世彰に対し、それぞれ受領した寄附についての領収書を発行しているはずである。同会は「身を切る改革」を社会に宣伝している以上、御庁におかれましては、本件をうやむやに終わらせることなく、早急に捜査を遂げ、厳重に処分して頂きたい。

以上

証 拠 目 録

1. 甲第1号証

「日本維新の会」の2020年分政治資金収支報告書

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/contents/SS20211126/000060.pdf

2. 甲第2号証

「日本維新の会衆議院大阪府第17選挙区支部」の2020年分政治資金収支報告書

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/11318/00410245/02py0010.pdf>

被告発人目録

東京都渋谷区

被告発人(1) 村上世彰

大阪府堺市

被告発人(2) 「日本維新の会衆議院大阪府第17選挙区支部」
(代表・馬場伸幸)

大阪府堺市

被告発人(3) 馬場伸幸

大阪府堺市 「日本維新の会衆議院大阪府第17選挙区
支部」事務所内

被告発人(4) 米田晃之

以上